

**ASBJ 企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対する  
意見提出(2026.3.6)**

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（法人税等会計基準）は、具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理および開示について定めていることから、個別の税金の創設を受けて都度改正を行ってきた。このため、ASBJ（企業会計基準委員会）は、個別の税金が税制改正により創設されてもその都度会計基準等を改正しなくてもよいよう、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して具体的な税金を列挙せず、原則的な定めを置くこと等を提案する公開草案を 2026 年 1 月 9 日に公表した。

経理委員会は、国際的な整合性および実務上の安定性の観点から商社業界として重要なポイントである点につき意見をとりまとめ、2026 年 3 月 6 日、ASBJ に提出した。

政一発 第 106 号  
2026 年 3 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会  
経理委員会

企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対する意見提出の件

以下は、企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等(以下「本公開草案」と言う。)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う。)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。

質問 6 一受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する質問

受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の理由により、同意しない。

受取配当金および受取利息等に係る源泉所得税については、所有期間要件等により税額控除の対象とならない場合や、租税条約上の限度税率を超過する部分が控除対象外となる場合であっても、いずれも投資先の利益を基礎として課税される点でその経済的性質は同一である。IFRS 会計基準（IAS 第 12 号法人所得税）においては、税額控除方式か損金算入方式かにかかわらず「法人税等」として表示されることを踏まえると、本公開草案の取扱いは、IFRS 会計基準と日本基準との間で表示上の差異を生じさせ、国内外企業間の財務諸表の比較可能性を損なう可能性がある。加えて、IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用する会社においては、連結（IFRS 会計基準）と単体（日本基準）で表示区分が異なることとなり、財務諸表の理解可能性に問題が生じ得る。

さらに、税額控除の適用有無は、通常、税負担軽減効果を踏まえ、年度末決算確定後から法人税確定申告までの間に最終的に選択されることから、公表済み財務諸表の表示と法人税確定申告における税額控除の内容に不整合が生じる可能性がある。金額的重要性によっては、当該不整合が誤謬と判断され、訂正報告が必要となるおそれがあり、決算・監査実務に過度な負担を生じさせるとともに、財務諸表の理解可能性および情報の有用性を損なう問題が生じ得る。

以上を踏まえると、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当に係る外国源泉所得税のみならず、国内受取配当金に係る源泉所得税や、同制度の適用を受けずに益金算入される海外配当金に係る外国源泉所得税についても、その経済的性質に応じて一貫した整理を行い、「法人税等」としての処理を許容することが、国際的な整合性および実務上の安定性の観点から望ましいと考える。

以 上

**一般社団法人日本貿易会**

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

霞が関コモンゲート西館 20 階

**経理委員会委員会社**

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社